

第1回栃木県道路啓開計画策定協議会 次第

日時：令和6(2024)年3月4日(月) 13:30~
場所：栃木県庁本館6階・大会議室2

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

(1) 栃木県道路啓開計画策定協議会規約(案)について

資料1

(2) 道路啓開計画策定の目的について

資料2

(3) 今後のスケジュールについて

資料3

4 その他

5 閉会

栃木県道路啓開計画策定協議会規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、栃木県道路啓開計画策定協議会（以下「協議会」と称する。

（目的）

第 2 条 協議会は、大規模地震発生時における栃木県の発災初期の道路啓開計画を策定するとともに、初動対応を円滑かつ確実に実施できるよう、関係機関と認識の共有を図るとともに、防災対策の習熟と関係機関の連携強化を図ることを目的とする。

（所掌事務）

第 3 条 協議会は、次の事項について審議するものとする。

- 1 道路啓開計画の策定に関すること。
- 2 その他、道路啓開に関して必要な事項に関すること。

（構成）

第 4 条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。ただし、必要に応じて会長が指名するものの出席を求めることができるものとする。

- 2 協議会の会長は、栃木県県土整備部長とし、会務を総理し、協議会を代表する。また、副会長は、関東地方整備局宇都宮国道事務所長及び栃木県県土整備部次長とし、会長を補佐するとともに、会長に事故があるときは代行する。

（協議会の開催）

第 5 条 協議会は、会長が招集する。また、その議長は会長が務めるものとし、会長不在の場合は副会長が代理を務める。

- 2 各機関は、議題に応じて出席者を調整することができる。

（ワーキンググループ）

第 6 条 協議会の事務を遂行するにあたり、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、別に要領を定める。

（意見の聴取）

第 7 条 協議会の運営において必要がある場合は、関係機関等の意見を聴取することができる。

（事務局）

第 8 条 事務局は、関東地方整備局宇都宮国道事務所管理第二課並びに、栃木県県土整備部道路保全課に置くものとする。

（その他）

第 9 条 協議会は、道路法第 28 条の 2 の規定に基づき設置するものであり、この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会に諮って定める。

附則

この規約は、令和 6 年 3 月 4 日から施行する。

別表（第4条関係）

■栃木県道路啓開計画策定協議会構成

役職	所属	職
会長	栃木県	県土整備部長
副会長	国土交通省関東地方整備局	宇都宮国道事務所長
副会長	栃木県	県土整備部次長
委員	国土交通省関東地方整備局	防災対策技術分析官
委員	国土交通省関東地方整備局	道路部 道路情報管理官
委員	国土交通省関東地方整備局	道路部 道路計画第一課長
委員	国土交通省関東地方整備局	道路部 道路管理課長
委員	栃木県	危機管理防災局 危機管理課長
委員	栃木県	危機管理防災局 消防防災課長
委員	栃木県	保健福祉部 次長兼保健福祉課長
委員	栃木県	県土整備部 交通政策課長
委員	栃木県	県土整備部 道路整備課長
委員	栃木県	県土整備部 道路保全課長
委員	栃木県	県土整備部 河川課長
委員	栃木県	県土整備部 都市整備課長
委員	栃木県警察本部	交通部 交通規制課長
委員	栃木県警察本部	警備部 警備第二課長
委員	陸上自衛隊	東部方面特科連隊第2大隊 第3係 主任
委員	東日本高速道路株式会社	関東支社 管理事業部 部付部長
委員	東日本高速道路株式会社	関東支社 管理事業部 管理事業統括課 課長代理
委員	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木総支社 広報・渉外担当部長
委員	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木総支社 無電柱化推進グループ グループマネージャー
委員	東京電力パワーグリッド株式会社	栃木総支社 広域業務グループ グループマネージャー
委員	株式会社エヌ・ティ・ティエムイー	関信越ブロック統括本部 栃木エリア統括部 災害対策室長
委員	一般社団法人 栃木県建設業協会	常務理事

【事務局】

機関	所属
国土交通省関東地方整備局	宇都宮国道事務所 管理第二課
栃木県	県土整備部 道路保全課

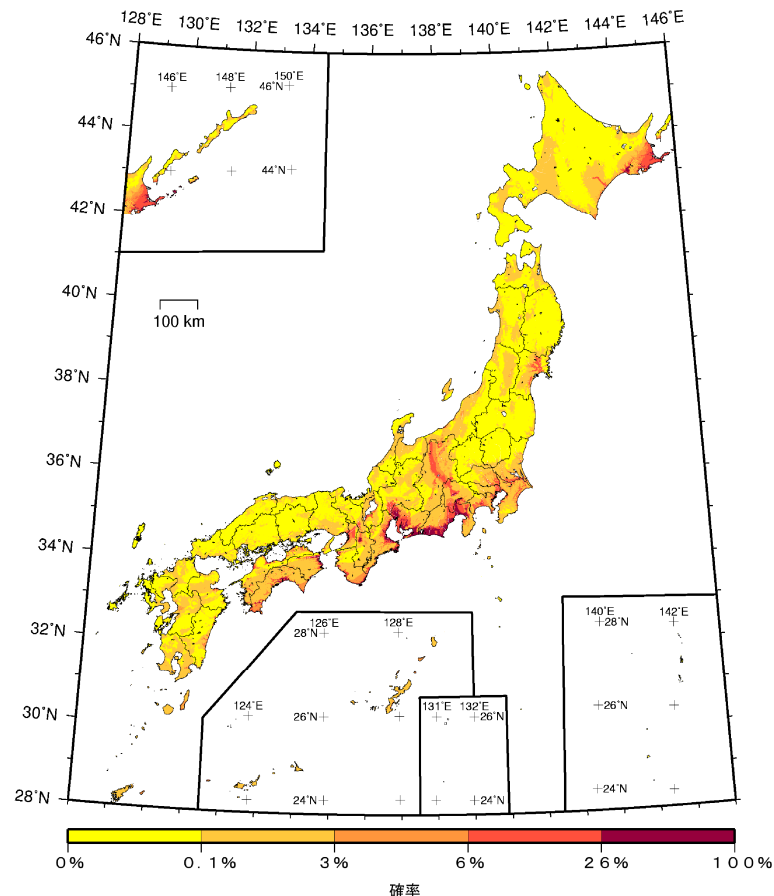
1 道路啓開計画策定の目的

道路啓開計画策定の背景 (1) 栃木県の地震特性

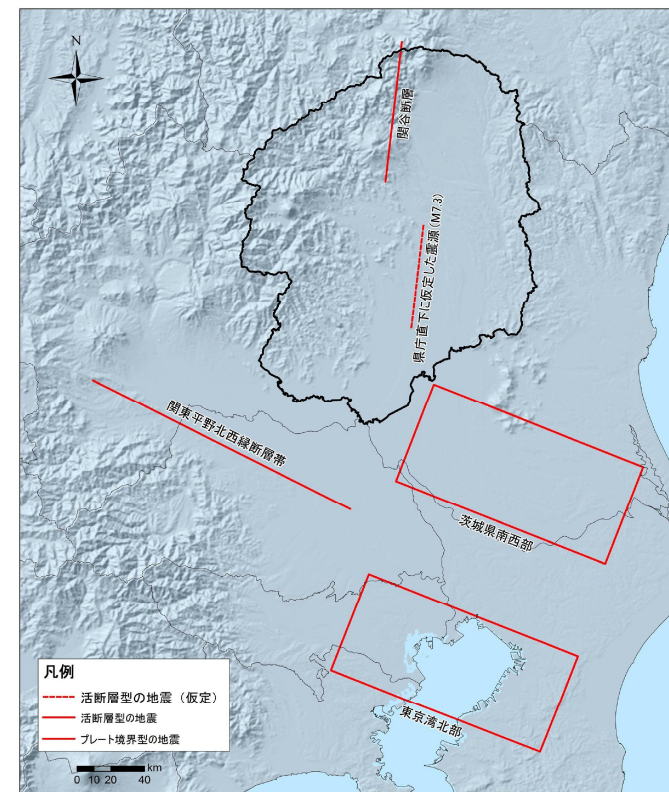
- ・ 栃木県においては、首都直下地震や南海トラフ地震のように高確率で発生が予測されている地震はなく、震度6強以上に見舞われる確率が県域の大半で0.1%以下とされ、全国的にみても地震発生確率は低く見積もられている。
- ・ 令和6年能登半島地震では、低確率地域であっても、M7.6の地震により最大震度7を観測するなど、救援・緊急輸送を行ううえで、道路啓開を迅速に行うための事前の備えの重要性が改めて認識された。

「栃木県地震被害想定調査」

栃木県の地震特性として、国(地震調査研究推進本部)では、関谷断層をはじめとする全国の活断層等の調査を踏まえて「2013年から30年間に震度6強以上に見舞われる確率」として地震動予測地図を示していますが、県域の大半が0.1%以下とされ、全国的にみても地震発生確率は低く見積もられています。



(地震予測地図)



(想定震源の位置)

道路啓開計画策定の背景 (2) 総務省勧告

・ 令和5年4月には、総務省より「災害時の道路啓開に関する実態調査」の結果に基づき、地方整備局等が主体となって協議会等を設置するとともに、協議を通じ、道路啓開計画の策定などの備えを推進するよう勧告がなされた。

II 道路啓開の実効性確保のための取組状況(民間事業者を活用した人員・資機材の確保状況等)

I 道路啓開計画の策定状況等

「災害時の道路啓開に関する実態調査」の結果に基づく勧告(概要)



[勧告日: 令和5年4月25日 勧告先: 国土交通省]

調査の背景

- ◇ 東日本大震災では、緊急通行車両の移動ルートを切り開く道路啓開(くしの歯作戦)を実行
 - ① くしの歯作戦が災害発生後の立案であった、② 放置車両の取扱いが不明確、
 - ③ 行政からの要請が重複し、民間事業者が対応に苦慮 などの課題が判明
- ◇ 国は、災害対策基本法に基づく防災基本計画において、道路管理者が道路啓開計画を立案するものと明記
また、放置車両の移動手続を災害対策基本法の改正により明確化し、その運用のための手引きを作成するなど、道路管理者が備えるべき事項や災害発生時の対応手順を明示
- ◇ 今回、現場における道路啓開への備えを進めるため、国(地方整備局)、地方公共団体等の取組状況を調査

調査結果のポイント

【道路啓開計画の策定】

- 地方整備局が主体となって関係機関による協議を行い、計画づくりを進め、啓開ルート等の方針が明確になっている地域か否かで、地方公共団体における計画策定の進捗に差が出ている

【民間事業者を活用した人員・資機材の確保】

- 災害時には協定に基づく建設業やレッカー業等の民間事業者の協力が不可欠であるが、道路管理者では、民間事業者から提供を受けられる人員・資機材量を把握していないことから、道路啓開に必要な人員・資機材量を確保できないおそれ

主な勧告事項

- 地方整備局等が主体となって協議会等を設置するとともに、協議を通じ、道路啓開計画の策定などの備えを推進すること
- 協議会等の場を活用して情報提供等を行うことにより、道路管理者が、協定締結先民間事業者等における災害発生時に対応可能な人員・資機材を把握し、不足分の対応の検討を含めた人員・資機材の確保を行うよう、取組を促すこと

しておく必要性が認識された。
に明記された。

主な勧告事項

国土交通省は、各道路管理者が道路啓開を適切に実施できるよう、地方整備局等が主体となって協議会等を設置するとともに、協議を通じ、道路啓開計画の策定などの備えを推進すること

る(防災基本計画)。
と、人員・資機材の不足、複数の
などが可能となった。また、その
両移動を想定した協定の締結、
れた備えの実施状況を調査



クレーンを用いた車両移動作業訓練の様子
「道路啓開手順書(案)」掲載

勧告事項

交通省は、協議会等の場を活用して情報提供等を行うことにより、道路が、協定締結先民間事業者等に災害発生時に対応可能な人員・資機材を把握し、不足分の対応を含めた人員・資機材の確保を、取組を促すこと

2

3

「総務省勧告」令和5年4月25日

「首都直下地震道路啓開計画」

・ 関東地方整備局では、首都直下地震を想定して、「首都直下地震道路啓開計画(八方向作戦)」を策定済

「首都直下地震道路啓開計画(第4版)」

1. 計画の概要(八方向作戦)

- ・ 首都直下地震発生の際、都心に向けた八方向毎に優先啓開ルートを設定し、一斉に道路啓開を進行
- ・ 高速道路、国道、都道の被災箇所・規模が比較的小さい路線・区間を交互に組み合わせて優先啓開ルートを設定。現地状況に応じて柔軟に対応しつつ、上下線各1車線の道路啓開を実施
- ・ 人命救助の72時間の壁を意識し、発災後48時間以内に各方向最低1ルートは道路啓開を完了することを目標

2. 事前の備え(道路啓開候補路線の選定)

- ・ 八方向作戦を実施する候補となる路線(高速道路、国道、都道)を道路啓開候補路線として方向別に設定

3. 発災後の対応(道路啓開の手順)

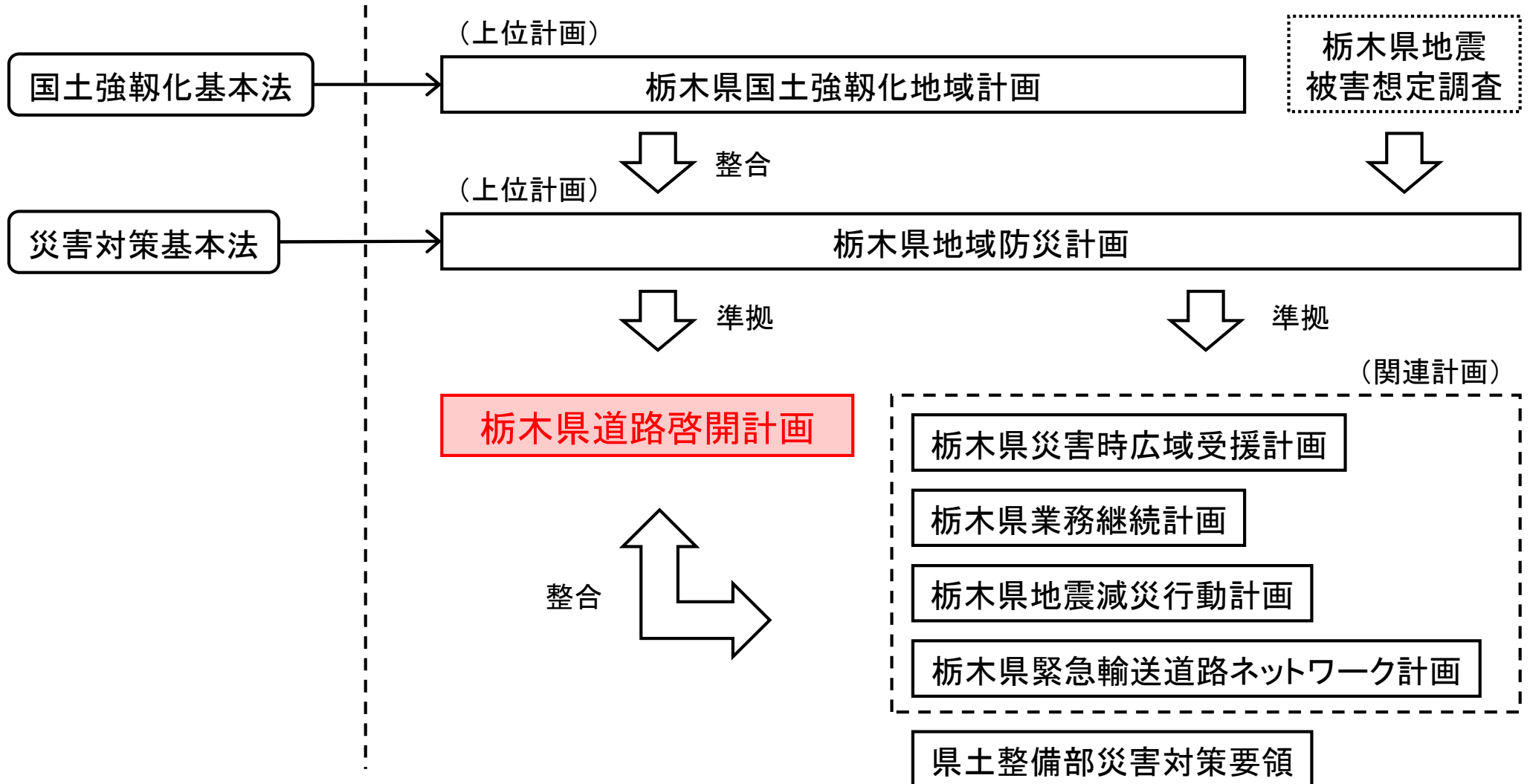
- ・ 被災状況の把握・集約及び区間指定
- ・ 優先啓開ルートの決定
- ・ 人員・資機材の集結
- ・ 啓開の実施
- ・ 関係機関の連携
- ・ 発災後の広報の実施
 - ① 都心部の渋滞発生警告
 - ② 都心部方面への車両移動と都心部での車両使用の自粛
 - ③ 津波が迫っている場合などは命を守る行動を優先することを呼びかけ



※ 関東地方整備局HPより栃木県作成

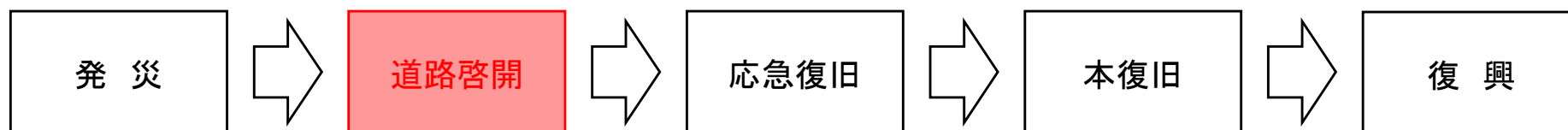
道路啓開計画の位置づけ

- ・ 策定する道路啓開計画は、「栃木県地域防災計画」に基づき策定するものとし、既存の関連計画等と整合を図った計画とする。

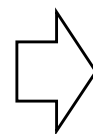


道路啓開とは

- ・ 緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることをいう。
- ・ 大規模災害では、応急復旧を実施する前に救援ルートを確認する道路啓開が必要である。



(被災状況)



(道路啓開後)

出典:国土交通省HP

栃木県における道路啓開対応状況

・これまで、大規模災害時の道路啓開については、緊急車両等の通行ルートを迅速に確保するため、「栃木県地域防災計画」等の既存計画に基づき、各道路管理者や関係機関と連携を図りながら道路啓開作業を実施してきた。

「栃木県地域防災計画」

◆ 関係機関との連携による輸送体制の強化

(1) 発災後の道路の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、栃木県建設産業団体連合会との間に締結している協定に基づき、事前に協力内容や実施体制について確認しておく等平常時から連携体制の強化を図る。

(2) 大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、(一社)栃木県自動車整備振興会との間に締結している協定に基づき、定期的に協力内容や実施体制の確認のための訓練を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

(3) 「災害時における相互協力に関する基本協定」等に基づき、災害時におけるライフラインの復旧に係る応急措置の実施、避難所等への通信手段確保や住民へのライフライン情報等の周知など、平常時から電気・通信・ガス事業者との相互協力体制の強化を図る。

「栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画」

◆ 協力体制

道路管理者等は状況に応じて、警察、自衛隊等と連携し、緊急輸送道路の障害物の除去、応急復旧等を行い、緊急輸送ルートを確保するものとする。



栃木県における道路啓開対応状況

・これまで、大規模災害時の道路啓開については、緊急車両等の通行ルートを迅速に確保するため、「栃木県地域防災計画」等の既存計画に基づき、各道路管理者や関係機関と連携を図りながら道路啓開作業を実施してきた。

「栃木県地域防災計画」

◆ 重要物流道路、緊急輸送道路等の重要路線の優先的な確保

(1) 交通状況の把握

現場の職員、関係機関等からの情報に加え、CCTV等のあらゆる手段を講じて、重要路線を中心に被害状況や交通状況を迅速、的確に把握する。

(2) 重要路線の確保

道路管理者は、重要路線の路上障害物の除去や簡易な応急復旧により、緊急通行車両の通行路線を確保する。

重要路線が使用不能な状態の場合は、他の道路管理者と連携して市町道、林道、農道等の代替路線を確保する。

「栃木県緊急輸送道路ネットワーク計画」

◆ 道路啓開の優先順位

道路啓開の優先順位は、原則として第1次、第2次、第3次緊急輸送道路の順とするが、被災・救援要請等の状況により判断して対応するものとする。

道路啓開計画策定項目（予定）

・ 策定する道路啓開計画は、総務省の勧告などを踏まえ、より実効性の高い計画とするため、以下の項目についてとりまとめることを予定する。

1 計画の概要

- ・ 計画策定の背景、目的

「栃木県地域防災計画」では、「栃木県地震被害想定調査」において最も甚大な被害をもたらす地震を考慮するものとし、人口が最も集中する宇都宮市の県庁直下にM7.3の震源を設定している。

2 想定される自然災害

- ・ 想定される地震災害と被害

民間事業者が提供可能な人員・資機材の配置・数量等を確認するとともに、他の道路管理者との協定締結状況について確認・把握する。

3 事前の備え

- ・ 道路啓開の体制
- ・ 情報収集・情報共有の体制
- ・ 人員・資機材等の体制
- ・ 啓開ルートの優先順位の考え方
- ・ 訓練の実施

発災直後から実施する道路パトロール、ライブカメラによる情報収集や収集した情報に基づく優先啓開ルートの決定、道路啓開に係る情報発信等について整理する。

4 発災後の対応

- ・ 道路啓開手順
- ・ 想定地震に対する啓開シナリオ

2 今後のスケジュール

今後のスケジュール

- ・ 道路啓開計画の策定は、全4回の協議会を経て、令和6年9月中の計画策定を目標とする。
- ・ 計画策定に向けた今後のスケジュール(案)は次のとおりとする。

○ 第1回協議会 令和6年3月4日

○ 第2回協議会 令和6年4月中旬予定
・ 道路啓開計画骨子案の審議

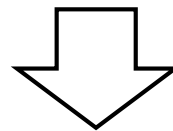
○ 第3回協議会 令和6年6月下旬
・ 道路啓開計画素案の審議

○ 第4回協議会 令和6年8月下旬
・ 道路啓開計画案の審議

関係機関協議、素案作成

意見照会、最終案作成

(協議会構成機関＋全25市町＋県道路公社)



道路啓開計画の策定・公表